

**65歳以上で現役世代並みの所得がある人は、8月から介護保険の利用者負担割合が2割から3割に変わります**

■高齢介護課 ☎⑤ 6722

本人の合計所得	同じ世帯にいる65歳以上の人の年金収入+その他の合計所得金額	8月1日からの負担割合
220万円以上	単身の場合 340万円以上	3割
	2人以上の世帯の場合 463万円以上	

■介護保険料の未納がある場合

利用者負担の割合が3割の人で、2年以上介護保険料の未納がある人は、給付制限によって利用者負担の割合が4割に引き上げられます（利用者負担の割合が1割・2割の人は、3割に引き上げられます）。

■新しい「介護保険負担割合証」を送付します

要支援、要介護の認定を受けている人、総合事業対象者全員に、利用者負担の割合（1～3割）が記載された新しい「介護保険負担割合証」を7月中に送付します。サービス利用時には介護保険被保険者証と併せてサービス事業所に提示ください。

**\* プールがオープンします \***

問①都市整備建築課 ☎⑥ 6737

④スポーツ・生涯学習課 ☎⑦ 2317

②、③市総合体育センター ☎⑤ 5555

※天候などにより休止します。

	場所	開設期間	開設時間	定休日
①	若葉公園 プール	7月13日(金)～ 8月23日(木)	午前9時30分～11時45分 午後1時～3時50分	なし
②	市民プール	7月1日(日)～ 8月26日(日)	午前9時30分～11時30分 午後1時～4時30分	月曜日
③	十和田湖総合 運動公園プール			水曜日
④	洞内地区農村 広場プール			

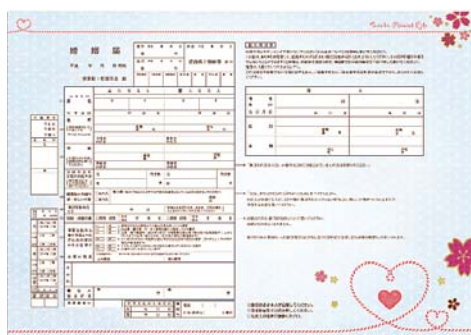
**街区表示板が新しくなります**  
街区表示板の設置、交換または撤去のため、設置場所により所有者の了解を得た上で私有地に立ち入らせていただきますので、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。  
設置作業員は市が発行する業務委託証明書を所持しています。  
作業期間 6月下旬～12月下旬  
実施町名 東十一番町、東十二番町、東十五番町、東十六番町、西二十二番町  
問 市民課 ☎⑤ 6755

**市立小・中学校に閉庁日を設けます**  
教職員の働き方改革へ向けた取り組みの一環として、夏季休業中における健康増進と休暇取得促進を図るため、閉庁日を設けます。  
期間 毎年8月13日～15日の3日間  
▼この期間、学校は職員不在となります。緊急時の連絡は教育委員会が窓口となり、担当課から各校長などに連絡します。  
▼この期間、部活動は行いません。  
問 児童生徒に関すること  
指導課 ☎⑦ 2309  
教職員・施設設備に関すること  
教育総務課 ☎⑦ 2304、2305

**テレビの映像が乱れる可能性があります**  
スマートフォンの急速な普及に伴い、7月から携帯電話の新しい電波利用が始まります。この電波は地上デジタルテレビ放送に近いため、テレビ映像に影響が出る場合があります。  
テレビ映像に影響が出た場合は、700MHz利用推進協会の費用負担で回復作業をしますので、コールセンターまでお問い合わせください。  
※IP電話などでつながらない場合は、050・3786・0700におかけください。  
問 (一社) 700MHz利用推進協会 ☎0120・700・012

**十和田市オリジナル婚姻届と新生活スタートブックを配布しています**

問 市民課 ☎⑤ 6756



市では、婚姻の届け出を思い出深いものにしてほしいという願いと、祝福の気持ちを込めて「十和田市オリジナル婚姻届」(限定1,000枚)と、市での暮らしをご案内している「新生活スタートブック」を作成しました。ぜひ、ご活用ください。

配布場所 市役所本館1階 市民課  
十和田湖支所  
現代美術館  
市民交流プラザ「タワーレ」  
十和田湖観光交流センター「おらっと」

市の花である「桜」と国の特別名勝および天然記念物である「十和田湖」をイメージしたデザインです